

居宅介護支援重要事項説明書

1. 居宅介護支援事業者の概要

事業所名	いの町立居宅介護支援事業所 によど
所在地	高知県吾川郡いの町1482-2
事業者指定番号	高知県 第3952480022号
サービス提供地域	いの町

2. 職員体制

管理者（主任介護支援専門員）	常勤 1名
介護支援専門員	常勤 2名 以上（内、管理者と兼務1名）

3. 営業時間

月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分
土曜日	午前8時30分～午後0時30分

※日曜・祝日及び年末年始（12/29～1/3）は休業します。

4. 利用料金

(1) 利用料

居宅介護支援に係る費用は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。ただし、保険料の滞納等により、給付制限で支払方法が「償還払い」に変更されている場合は、別紙の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。後日、このサービス提供証明書を市町村の窓口に出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

※詳細は別紙1をご参照ください。

(2) 交通費

無料です。

5. 事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

- 1) 利用者が要介護状態となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- 2) 利用者の心身の状態や置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- 3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、提供する指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう公正中立に努めます。
- 4) 市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。
- 5) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等に努めます。
- 6) 居宅介護支援を行うにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(2) 居宅介護支援の内容

居宅介護支援は、居宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、利用者やその家族の意向等を考慮し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。具体的な内容は次のとおりです。

アセスメント	居宅を訪問して利用者やその家族から聞き取りを行い、心身の状況や生活環境などを把握し、解決すべき生活課題の分析を行います。その他、利用者又はその家族の了解を得て、主治医に意見をお尋ねすることがあります。
サービスの情報提供 サービスの選択	・利用者やその家族に対し、当該地域における居宅サービス事業者に関するサービスの内容等の情報を適正に提供し、選択を求めます。 ・利用者は、複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。 ・利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。 ※サービスの情報提供を公正中立に行わなければならないことを踏まえ、当事業所が作成したケアプランにおける各サービスの利用割合等について、国の定めに従って示しています。詳細は別紙2をご参照ください。
サービスの調整	アセスメントの結果を踏まえ、希望するサービス事業者等へ連絡調整を行います。
居宅サービス計画 (ケアプラン)の作成	以下を記載したケアプランの原案を作成します。 ・利用者や家族のご意向、総合的な援助の方針 ・生活全般の解決すべき課題とそれに対する目標や達成時期 ・援助内容、サービスの種類や利用頻度、利用料や保険の適用 等
サービス担当者会議	サービス事業者の担当者等を招集し、ケアプランの内容等について説明し、サービス担当者に専門的な意見を求めます。その上で、利用者の同意を得て、ケアプランを交付します。利用者又はその家族の同意を得てテレビ電話等で会議を行う場合もあります。 ※末期の悪性腫瘍と診断された場合で、主治医等の意見を勘案して必要と認める場合やその他のやむを得ない理由がある場合については、サービス担当者に対する照会等により意見を求めます。
計画実施状況の 定期的なモニタリング	・毎月自宅に訪問し、利用者及びその家族から聞き取りを行い、経過の把握に努めます。サービス事業者等にも連絡し、サービス実施状況を確認します。 ・定期的に再評価を行い、必要に応じてケアプランの変更、サービス事業者との連絡調整等を継続して行います。 ※主治医等が、一般的な医学的知見に基づき、終末期と診断した場合、利用者又はその家族の同意を得た上で、主治医等の助言を得ながら、通常よりも頻回に自宅訪問を行い、利用者の状態やサービスの変更の必要性等を把握します。その際に、利用者の心身状態を記録し、主治医やケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供することで、その時の状態に即したサービスの調整等を行います。
入院・退院時の医療機関との情報連携	入院後及び退院の際、担当の介護支援専門員と入院先の医療機関の担当者が連携し、退院後のケアプランの作成に必要な連絡調整を行います。
その他	・施設入所が必要な場合、介護保険施設の紹介等の支援 ・要介護認定の更新、区分変更の申請代行 ・給付管理票の作成・提出 等

6. 虐待の防止のための措置

- (1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設置等の措置を講じます。
- (2) 事業者は、事業所の職員又は居宅サービス事業所、及び養護者等による虐待やネグレクト等が疑われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。また、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めます。

虐待防止に関する相談窓口	担当者	前田 多映
	電話番号	088-850-4358
	対応時間	月～金曜 午前8時30分～午後5時15分

7. 事故発生時の対応

- (1) サービスの提供中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、サービス担当者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するとともに、その原因を把握し、再発を防止するための対策を講じます。
- (3) 事業者のサービス提供により、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行います。

8. 秘密保持

- (1) 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業者は、介護支援専門員その他の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らす事のないよう必要な処置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者の生命の危険等緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議やサービス事業者との連絡調整等において必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内で利用者又はその家族の個人情報を用います。

9. 相談窓口、苦情対応

- (1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談窓口	いの町立居宅介護支援事業所によど 所 在 地 吾川郡いの町1482-2 電話番号:088-850-4358 FAX番号:088-893-3444 対応時間 平日 午前8時30分～午後5時15分 土曜日 午前8時30分～午後0時30分 責 任 者 前田 多映
---------	---

- (2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

市町村介護保険相談窓口	所 在 地 吾川郡いの町1400 すこやかセンター伊野内 ほけん福祉課 介護保険係 電話番号:088-893-3810 FAX番号:088-893-1101 対応時間 午前8時30分～午後5時15分
高知県国民健康保険団体 連合会(国保連)	所 在 地 高知市丸の内2-6-5 電話番号:088-820-8410 FAX番号:088-824-1143 対応時間 午前8時30分～午後4時

10. 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保

事業者は、男女雇用機会均等法等の規定に基づき、職場におけるハラスメントの防止のための措置を講じます。

11. 業務継続計画の策定等

事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、居宅介護支援の提供の継続的な実施及び非常時の体制で業務再開を図るための計画を策定するとともに、事業所の職員に対して必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。

12. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施等に取り組みます。

13. 身体的拘束等の適正化のための措置

事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。また、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の 3 つの要件を満たすことについて、組織としてこれらの要件の確認等の手続きを慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録します。

14. サービス利用に際してのお願い

- (1) 事業所の職員に対する暴言、暴力、誹謗中傷などの迷惑行為やハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、サービスの中止や契約の解約を行うことがあります。
- (2) サービス利用中に事業所の職員や他の利用者等の写真や動画撮影、録音等を行い、無断で SNS 等に掲載することはご遠慮ください。

15. 当病院事業の概要

名称・法人種別	いの町
所在地	高知県吾川郡いの町1369
事業の概要	病院事業・介護医療院事業・訪問看護事業 介護老人保健施設事業・短期入所療養介護事業 通所リハビリテーション事業・居宅介護支援事業・介護予防支援事業

【説明確認欄】

令和 年 月 日

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 吾川郡いの町1482-2
事業者名 いの町立居宅介護支援事業所によど

説明者 _____

居宅介護支援契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住所 _____

氏名 _____

(必要時) 代筆者氏名 _____ (続柄 _____)

代理人 住所 _____

氏名 _____ (続柄 _____)

別紙1（令和6年4月1日から適用） ※居宅サービスの利用実績がある月のみ算定

【基本部分】

居宅介護支援費（Ⅰ）	居宅介護支援費（ⅰ） 介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件未満の部分	要介護1・2 要介護3・4・5	10,860円／月 14,110円／月
	居宅介護支援費（ⅱ） ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45件以上の場合、 45件以上60件未満の部分	要介護1・2 要介護3・4・5	5,440円／月 7,040円／月
	居宅介護支援費（ⅲ） ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が60件以上の場合、 60件以上の部分	要介護1・2 要介護3・4・5	3,260円／月 4,220円／月
居宅介護支援費（Ⅱ） ケアプランデータ連携 システムの活用及び事 務職員の配置を行って いる場合	居宅介護支援費（ⅰ） ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が50件未満の部分	要介護1・2 要介護3・4・5	10,860円／月 14,110円／月
	居宅介護支援費（ⅱ） ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が50件以上の場合、 50件以上60件未満の部分	要介護1・2 要介護3・4・5	5,270円／月 6,830円／月
	居宅介護支援費（ⅲ） ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が60件以上の場合、 60件以上の部分	要介護1・2 要介護3・4・5	3,160円／月 4,100円／月
※利用者の看取り期において、退院時等に居宅介護支援業務を行ったものの死亡によりサービス利用に至らなかった場合、 モニタリング等の必要な業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うこと が適当と認められるケースについて、基本報酬を算定する。			

【減算】

運営基準減算	①居宅介護支援の開始にあたり、以下について文書を交付して説明を行っていない。 ・利用者が複数のサービス事業所等の紹介を求めることができること ・居宅サービス計画に位置付けたサービス事業所等の選定理由の説明を求めることができること ②月1回以上居宅を訪問し、利用者及び家族に面接していない場合 ③居宅サービス計画の初回作成・変更・要介護認定の更新時・区分変更時に、サービス担当者会議を開催していない場合 ④居宅サービス計画の原案について利用者又は家族に説明し、同意を得た上で交付していない場合	居宅介護支援費の基本 単位の50%を減算 運営基準減算が2ヶ月 以上継続している場 合、居宅介護支援費を 算定しない
特定事業所集中減算	正当な理由なく、居宅サービス計画に位置付けられたサービス事業所の 提供総数のうち、同一のサービス事業所が80%以上集中している場合 （訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護）	所定の居宅介護支援費 から2,000円を減算
虐待防止措置未実施 減算	厚生労働大臣が定める高齢者虐待防止のための基準を満たさない場合	所定の居宅介護支援費 から100分の1の単位 数を減算
業務継続計画未策定 減算	業務継続計画を策定していない場合	所定の居宅介護支援費 から100分の1の単位 数を減算

【加算】

初回加算	新規に居宅サービス計画を作成した場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合	3,000 円／回
入院時情報連携加算	(Ⅰ) 病院又は診療所への入院当日中に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供をした場合(営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む) (Ⅱ) 病院又は診療所に入院してから 3 日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供をした場合(営業時間終了後に入院した場合、入院日から起算して 3 日目が営業日でない場合は、その翌日を含む)	(Ⅰ) 2,500 円／月 (Ⅱ) 2,000 円／月 ※月 1 回まで
退院・退所加算	病院、診療所、介護保険施設を退院、退所して居宅サービスを利用するにあたり、当該病院、診療所、介護保険施設の職員と面談を行い、必要な情報の提供を受けた場合 (Ⅰ)イ 必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた場合 (Ⅰ)ロ 必要な情報提供をカンファレンスにより1回受けた場合 (Ⅱ)イ 必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により 2 回受けた場合 (Ⅱ)ロ 必要な情報提供を 2 回受け、うち1回はカンファレンスにより受けた場合 (Ⅲ)必要な情報提供を 3 回受け、うち1回は担当医等とのカンファレンスにより受けた場合 ※カンファレンスは、テレビ電話等の活用も含む	(Ⅰ)イ 4,500 円／回 (Ⅰ)ロ 6,000 円／回 (Ⅱ)イ 6,000 円／回 (Ⅱ)ロ 7,500 円／回 (Ⅲ) 9,000 円／回 ※入院又は入所期間中に月 1 回まで ※初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない
通院時情報連携加算	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合	500 円／月 ※月 1 回まで
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合	2,000 円／回 ※月 2 回まで
ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者またはその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上居宅を訪問し、心身状況を記録し、主治医等及び居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業者へ提供した場合 ※24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて居宅介護支援ができる体制を整備し、市町村に届け出ていること	4,000 円／月
特別地域加算	厚生労働大臣が定める地域(平成 24 年厚生労働省告示第 120 号)に所在する事業所が指定居宅介護支援を行った場合	所定の居宅介護支援費から 100 分の 15 の単位数を加算
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域(平成 21 年厚生労働省告示第 83 号 2)に居住している利用者であって、通常のサービス実施地域を越えて指定居宅介護支援を行った場合	所定の居宅介護支援費から 100 分の 5 の単位数を加算